

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 20 日

申請者 フリガナ カタシマ エンジル
氏名又は名称 株式会社国昇

住所 大阪府枚方市東香里新町2-8
代表者氏名 国本 憲治

電話番号 072-800-6736
FAX番号 072-800-6692
メールアドレス info@kokushou.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5年 6月 10日

申請者 氏名又は名称 株式会社 国昇



住所 大阪府枚方市東香里新町2番-8

代表者氏名 代表取締役 国本 憲治

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フ リ 氏 名	フ リ ガ ナ 氏 名
クニモト ケンジ 代表取締役 国本 憲治	取締役 国本 憲治
事業の範囲	<ol style="list-style-type: none">建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび工事、土工工事、コンクリート工事、石工工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル工事、レンガ工事、ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負、設計、施工、工事監理並びにそれらの仲介、斡旋広告業及び広告代理店業各種商品の企画、製造及び販売通信販売業総合輸出入貿易業飲食店の経営前各号に附帯関連する一切の事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 国昇
上記事業所の所在地	〒573-0027 大阪府枚方市大垣内町 2-12-8 荒堀ビル 5 階 TEL : 072-800-6736 FAX : 072-800-6692
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
国本 憲治	第 265874 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機械器具調書

2023年 9月 25日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	4	
管の加工用の機械器具	やすり	中目	6	
"	パイプねじ切り器	N-100A	4	
接合用の機械器具	トーチランプ	BT-20	4	
"	パイプレンチ	13~100 mm	2	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	T-50K-T	2	

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和5年6月10日

申 請 者

氏名又は名称 株式会社 国昇



住 所 大阪府枚方市東香里新町2番-8

代表者 氏名 代表取締役 国本 勲治

水道事業者様

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市東香里新町2番-8
株式会社国昇

会社法人等番号	0123-01-009782		
商 号	株式会社国昇		
本 店	大阪府枚方市東香里新町2番-8、		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	平成26年7月22日		
目的	1. 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび工事、土工工事、コンクリート工事、石工工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル工事、レンガ工事、ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負、設計、施工、工事監理並びにそれらの仲介、斡旋 2. 広告業及び広告代理店業 3. 各種商品の企画、製造及び販売 4. 通信販売業 5. 総合輸出入貿易業 6. 飲食店の経営 7. 太陽光を利用した発電事業及び電力の供給、販売に関する事業 8. 前各号に付帯関連する一切の事業		
発行可能株式総数	1万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役 国本憲治		
	取締役 国本理恵	令和2年7月3日就任	

		令和2年8月21日登記	

大阪府枚方市東香里新町2番-8
株式会社国昇

	大阪府枚方市東香里新町2番-8 代表取締役 国本憲治	
支 店	1 東京都港区海岸一丁目2番3号汐留芝離宮ビル ディング21階	平成29年 7月 1日設置 ----- 平成29年 7月 3日登記
登記記録に関する 事項	平成29年6月1日東京都町田市金森七丁目7番11-106号から本店移転	平成29年 6月 15日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和5年 6月13日

大阪法務局枚方出張所
登記官

寺野洋一



定款（写）－原本写しであることの証明－

定 款

株式会社 国昇

この定款は原本と相違ありません

令和5年 6月 10日



名 称 株式会社 国昇

住 所 大阪府枚方市東香里新町 2番-8

代表者氏名 代表取締役 国本 憲治

定 款

株式会社国昇

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社国昇と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび工事、土工工事、コンクリート工事、石工工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル工事、レンガ工事、ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負、設計、施工、工事監理並びにそれらの仲介、斡旋
2. 広告業及び広告代理店業
3. 各種商品の企画、製造及び販売
4. 通信販売業
5. 総合輸出入貿易業
6. 飲食店の経営
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都町田市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、株主総会の決議によって特定の株主から合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2. 前項の場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。但し、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その登録又は表示の変更、抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。

2. 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より1週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め社長が定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故若しくは支障があるときは、予め社長が定めた順位により他の取締役が議長となる。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(書面による決議)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 19 条 当会社には、取締役 1 名以上を置く。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 指定として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 22 条 当会社の取締役が 2 名以上ある場合は、株主総会において、1 名以上の代表取締役を選定することができる。

2. 代表取締役が 2 名以上ある場合は、株主総会の決議により、うち 1 名を社長とし、代表取締役が 1 名のとき及び取締役が 1 名のときは、当該取締役を社長とする。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第26条 剰余金の配当が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払いの配当には利息をつけない。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第27条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は500株とし、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第28条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とする。

(会社成立後の資本金の額)

第29条 当会社の成立後の資本金の額は、次のとおりとする。

資本金の額 金500万円

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年6月30日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第31条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 国本 憲治

設立時代表取締役 国本 憲治

(発起人の氏名、住所、割当てを受ける株式数及びその払込金額)

第 32 条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける株式数及び払込金額は、次のとおりである。

国本 憲治 500株 金500万円

(定款に定めのない事項)

第 33 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社国昇を設立するため、発起人国本 憲治の定款作成代理人行政書士中村真一郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 26 年 7 月 16 日

発起人 国本 憲治

上記定款作成代理人 行政書士 中村 真一郎
登録番号 第 06261721 号



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第265874号

免状交付日 平成24年2月29日

本籍 韓国

氏名 国本 憲治

生年月日 昭和46年02月12日

写真の書換え期間
平成34年4月30日

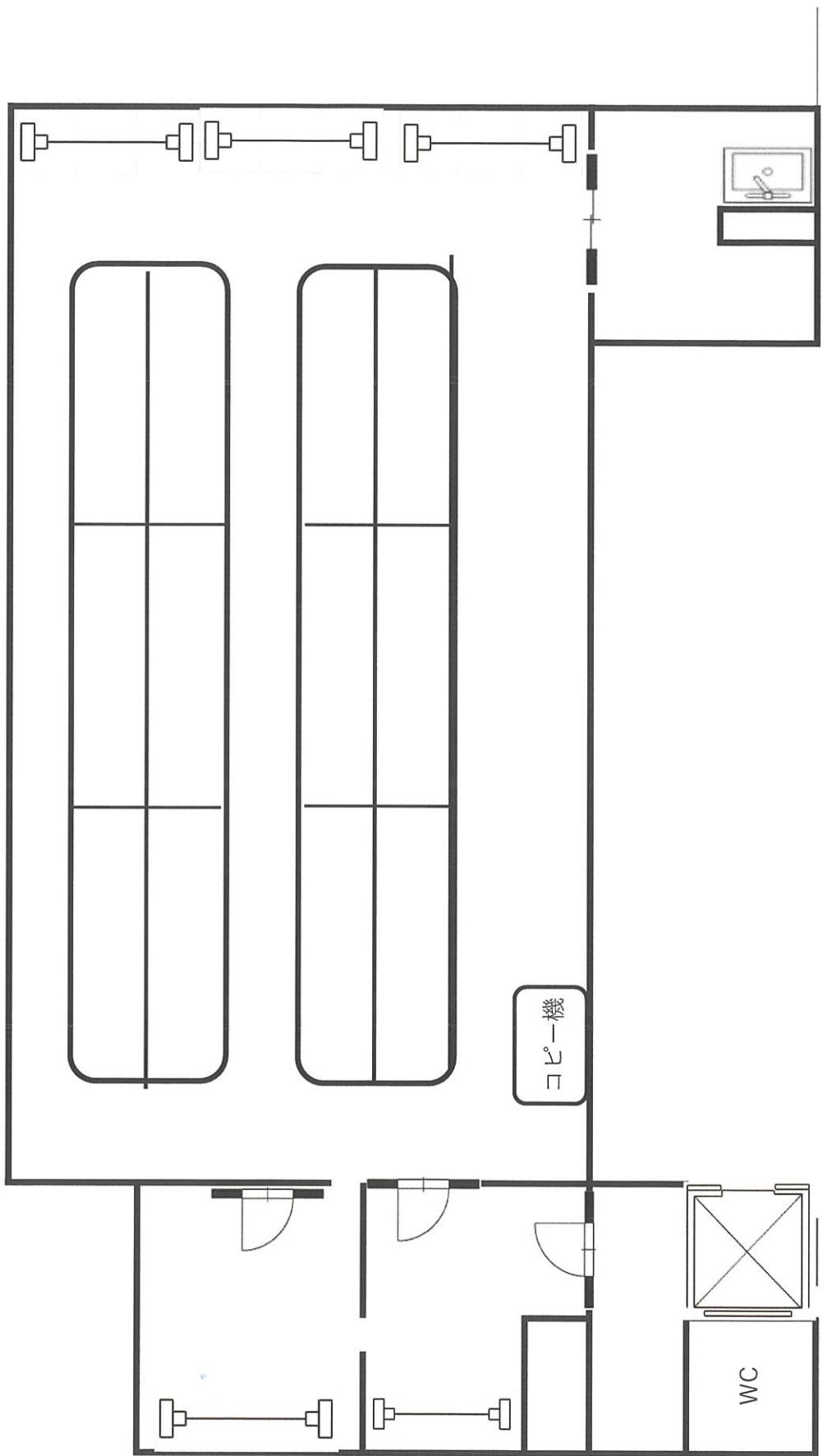
公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長



事務所全景・案内図



住所：大阪府枚方市東香里新町2-8



【会社名の看板の載っている外観図】



【事務所内図】



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 20 日

申請者 フリガナ カミネキザイアコウジ
氏名又は名称 株式会社国昇

住所 大阪府枚方市東香里新町2-8

代表者氏名 フリガナ クニヒロケンジ
国本 憲治

電話番号 072-800-6736

FAX番号 072-800-6692

メールアドレス info@kokushou.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者様

令和5年6月10日

届出者 株式会社 国昇
大阪府枚方市東香里新町2番-8
代表取締役 国本 憲治

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任・
解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 国昇	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
国本 憲治	第265874号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第265874号
免状交付日 平成24年2月29日
本籍 韓国
氏名 国本 憲治
生年月日 昭和46年02月12日

写真の書換え期間
平成34年4月30日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長